平成31年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	26,218 戸
(2)年間総給水量	7,162,901 m ³
(3)一日平均給水量	19,570 m ³

(4)主要な建設改良事業

130,000 千円 第7次配水管整備事業 災害復旧事業 340,530 千円 187,321 千円

排水処理施設及び電気計装類更新事業

(収益的収入及び支出)

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 第3条

		収	入	
第1款	水道事業			1,685,657 千円
	第1項	営業収益		1,601,642 千円
	第2項	営業外収益		84,004 千円
	第3項	特別利益		11 千円
		支	出	
第1款	水道事業	 		1,575,584 千円
	第1項	営業費用		1,343,294 千円
	第2項	営業外費用		154,010 千円
	第3項	特別損失		68,280 千円
	第4項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出 第4条 額に対し不足する額512,837千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額63,226千円、当年度分損益勘定留保資金404,820千円、減債積立金 44,791千円で補てんするものとする)。

入

収

第1款	資本的場			602,753 千円
	第1項	企業債		289,500 千円
	第2項	負担金		73,287 千円
	第3項	出資金		1 千円
	第4項	補助金		234,521 千円
	第5項	開発負担金		5,443 千円
	第6項	固定資産売却代金		1 千円
		支	出	
第1款	資本的表	支出		1,115,590 千円
	第1項	水道改良費		97,739 千円
	第2項	第7次配水管整備事業費	,	130,000 千円
	第3項	災害復旧事業費		340,530 千円
	第4項	排水処理施設及び電気計	装類更新事業費	187,321 千円
	第5項	企業債償還金		350,000 千円
	第6項	予備費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道施設情報システム更新業務	平成31年度から平成36年度	35,200 千円
公用車両再リース(平成31年度分)	平成31年度から平成32年度	277 千円
公用車両賃借(平成31年度分)	平成31年度から平成36年度	1,524 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第7次配水管整備事業費 災害復旧事業費 電気計装類更新事業費	千円 95,300 15,000 179,200	証書借入	%5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1)収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3 項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2)資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第7次配水管整備 事業費、第3項災害復旧事業費、第4項排水処理施設及び電気計装類更新事業 費、第5項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ ばならない。

(1)職員給与費

262,843 千円

(2)交際費

10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 東日本大震災に伴う災害復旧事業のための塩竈市一般会計からこの会計へ補助を 受ける金額は、19,823千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,705千円と定める。

平成 31 年 2 月 19 日提出 塩竈市長 佐 藤 昭